

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年2月2日

【会社名】 テイ・エス テック株式会社

【英訳名】 TS TECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保 田 真 成

【本店の所在の場所】 埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号

【電話番号】 048(462)1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部広報課長 郷 間 良 俊

【最寄りの連絡場所】 埼玉県朝霞市栄町三丁目7番27号

【電話番号】 048(462)1121(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部広報課長 郷 間 良 俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 335,253,600円  
(注) 募集金額は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年2月1日に当社は東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式を取得いたしました。この自己株式取得に伴い、2021年1月29日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 5 第三者割当後の大株主の状況」、「第三部 参照情報 第1 参照書類」及び「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の内容を訂正し、また、有価証券届出書の添付書類として「自己株券買付状況」を追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

### 第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

自己株券買付状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数1,000,000株、取得価額の総額3,020,000,000円をそれぞれ上限とし、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、2021年1月29日の終値3,020円で(ただし、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。)買付けの委託を行う旨を決議しております。

また、2020年12月24日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議しております。2021年4月1日を効力発生日とし、2021年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(訂正後)

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、当社普通株式につき、取得株式の総数1,000,000株、取得価額の総額3,020,000,000円をそれぞれ上限とし、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、2021年1月29日の終値3,020円で(ただし、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。)買付けの委託を行う旨を決議しております。

当社は上記決議に基づき、2021年2月1日に、東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、当社普通株式860,000株、取得価額の総額を2,597,200,000円とする自己株式取得を行いました。

また、2020年12月24日開催の取締役会において、株式の分割を行うことを決議しております。2021年4月1日を効力発生日とし、2021年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	15,360,000	22.60	15,360,000	22.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,844,800	5.66	3,844,800	5.65
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,355,700	3.47	2,355,700	3.46
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都港区西新橋一丁目3番1号	2,199,000	3.24	2,199,000	3.23
住友生命保険相互会社(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区築地七丁目18番24号	1,940,000	2.85	1,940,000	2.85
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	1,720,000	2.53	1,720,000	2.53
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,436,600	2.11	1,436,600	2.11
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,400,000	2.06	1,400,000	2.06
オカモト株式会社	東京都文京区本郷三丁目27番12号	1,376,000	2.02	1,376,000	2.02
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,360,000	2.00	1,360,000	2.00
計	-	32,992,100	48.54	32,992,100	48.46

- (注) 1. 2020年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 株式数は1株未満を四捨五入して表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 上記のほか当社保有の自己株式2,434株(2020年9月30日現在)は、2021年1月29日開催の取締役会において決議した自己株式取得枠の総数1,000,000株がすべて取得される前提とすると、割当後は892,874株となります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2020年9月30日現在の総議決権数(679,714個)に本自己株式処分により増加する上限議決権数(1,095個)を加えた数(680,809個)で除した数値です。

(訂正後)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	15,360,000	22.60	15,360,000	22.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,844,800	5.66	3,844,800	5.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,355,700	3.47	2,355,700	3.50
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都港区西新橋一丁目3番1号	2,199,000	3.24	2,199,000	3.27
住友生命保険相互会社(常任代理人株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区築地七丁目18番24号	1,940,000	2.85	1,940,000	2.89
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	1,720,000	2.53	1,720,000	2.56
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,436,600	2.11	1,436,600	2.14
太陽生命保険株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,400,000	2.06	1,400,000	2.08
オカモト株式会社	東京都文京区本郷三丁目27番12号	1,376,000	2.02	1,376,000	2.05
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,360,000	2.00	1,360,000	2.02
計	-	32,992,100	48.54	32,992,100	49.08

- (注) 1. 2020年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 株式数は1株未満を四捨五入して表示しております。割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
3. 上記のほか当社保有の自己株式2,434株(2020年9月30日現在)は、2021年1月29日開催の取締役会決議に基づき東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により2021年2月1日に取得した860,000株を加算すると、割当後は752,874株となります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2020年9月30日現在の総議決権数(679,714個)から2021年1月29日開催の取締役会決議に基づき東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により2021年2月1日に取得した860,000株に係る議決権数8,600個を控除し、本自己株式処分により増加する上限議決権数(1,095個)を加えた数(672,209個)で除した数値です。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第74期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)2020年6月22日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第75期第 1 四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日)2020年8月6日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第75期第 2 四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日)2020年11月12日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2021年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月22日に関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2021年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年7月31日に関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2021年1月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年9月25日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月7日に関東財務局長に提出

(訂正後)

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第74期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)2020年6月22日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第75期第 1 四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日)2020年8月6日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第75期第 2 四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日)2020年11月12日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月22日に関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年7月31日に関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2020年9月25日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(1)の臨時報告書の訂正報告書)を2020年10月7日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年1月29日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2021年1月29日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月2日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2021年2月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。